（平成23年12月7日報道資料抜粋）

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認京都地方第三者委員会分

1．今回のあっせん等の概要

（1）年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの　6 件

国民年金関係　4 件

厚生年金関係　2 件

（2）年金記録の訂正を不要と判断したもの　5 件

国民年金関係　2 件

厚生年金関係　3 件

京都国民年金　事案 2474

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成４年 10 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　女

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和 40 年生

住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　①　昭和 63 年４月から平成２年３月まで

②　平成４年 10 月から同年 12 月まで

申立期間①については、昭和 62 年２月 20 日にＡに就職して１年勤務した後、Ａ付属の学校（全日制２年）に入学したため、一旦勤務を辞めてＢ県Ｃ区役所で国民年金へ切り替える手続をして２年間国民年金保険料を納付していた。申立期間②については、アルバイトで生計を立てていたので保険料をＢ県Ｄ区で納付していた。申立期間が未納とされていることには納得できない。

第３　委員会の判断の理由

申立期間②は３か月と短期間であるとともに、申立人は、当該期間直前の平成４年８月及び同年９月の国民年金保険料を現年度納付しており、申立人が所持する年金手帳において、国民年金被保険者となった日が「平成４年８月 16 日」とされ、「Ｄ区」の押印が確認できることから、Ｂ県Ｄ区において厚生年金保険から国民年金への切替え手続を適切に行ったものと考えられる上、申立期間後の国民年金加入期間である７年５月から８年７月までについても厚生年金保険から国民年金への切替え手続が行われ、保険料が全て納付されていることを踏まえると、申立期間②の保険料についても納付されたものとみても不自然ではない。

一方、申立期間①について、申立人が所持する年金手帳には、一旦、当該期間に係る国民年金被保険者資格記録が記載された形跡が認められるも

のの、後に二重線で抹消され、オンライン記録においても当該期間に係る資格記録が平成３年６月 20 日に取消処理がされたことにより未加入期間とされていることが確認できる上、当該期間の国民年金保険料が納付済みであれば還付されることとなるが、その形跡は見当たらない。

なお、申立人が入学したとしている学校は、専修学校であり、申立期間①当時、専修学校の全日制の学生は国民年金の任意適用である。

また、申立期間①は、現在、国民年金第１号被保険者期間とされているが、上記のとおり、当該期間は平成３年６月 20 日の取消処理により未加入期間とされた期間であり、申立人が所持する年金手帳においても再加入手続が行われた形跡は見当たらず、当該期間を抹消後、国民年金被保険者となった日が「平成４年８月 16 日」とされていることから、当該期間を第１号被保険者期間とする処理は、４年８月 16 日付けの国民年金の再加入手続が行われた後、遡って行われたものと推認でき、この処理が行われた時点では、当該期間は既に時効により国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成４年 10 月から同年 12 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

京都国民年金　事案 2475

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 42 年 10 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　名　：　女
基礎年金番号　：
生 年　月 日　：　昭和 18 年生
住　　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立　期 間　：　①　昭和 38 年 10 月から 39 年３月まで
　　　　　　　　　②　昭和 42 年 10 月から同年 12 月まで

Ａ県Ｂ市の職員の勧めで、父親が、昭和 38 年＊月＊日に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたはずである。未納となっていることには納得できないので調査してほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人が所持する昭和 40 年６月 30 日発行の国民年金手帳において、当該期間の各月に 43 年２月 27 日に国民年金保険料を納付したことを示す検認印が押されており、割印の上、国民年金印紙検認台紙が切り離されていることが確認でき、一連の印紙検認方式による取扱いに不自然さは見当たらない。

一方、申立期間①について、申立人は、その父親が昭和 38 年＊月＊日に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、上述の国民年金手帳の発行日と同日の昭和 40 年６月 30 日に申立人の兄と連番で払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人の父親は、この日に国民年金の加入手続を行ったものと考えられ、申立内容と符合しない。

また、申立期間①を含む昭和 38 年度について、申立人及びその兄の国民

年金保険料納付記録をみると、申立人は、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳において、納付月は特定できないものの６か月間が納付済みとされている一方、申立人の兄は、Ｂ市の被保険者名簿において、昭和 38 年４月から同年 9 月までは未納、申立期間①は納付済みであることが確認でき、両者は、６か月間が納付済みであるという点において、納付記録が整合していることを踏まえると、申立人は、この年度について、６か月間についてのみ納付したものとみるのが自然である。

なお、申立人の昭和 38 年度の納付記録については、上記のとおり、納付月が不明である６か月について、便宜上、オンライン記録上に表示するため、平成 23 年３月 18 日に昭和 38 年４月から同年９月までを納付済期間とし、申立期間の６か月を未納期間とする補正処理がなされたものである。

さらに、申立人が所持する国民年金手帳に、「資格取得日　昭和 38 年＊月＊日」と記載されているが、これは、制度上、申立人については「20 歳の誕生日の前日」が、国民年金の被保険者資格取得日となることを示すものであり、加入手続日やその日以降の国民年金保険料を納付したことを示すものではない。

加えて、申立人の父親又は申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、申立人について、婚姻前の氏名含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 42 年 10 月から同年 12 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

京都国民年金　事案 2476

第１　委員会の結論

申立人の平成 19 年２月及び同年３月の国民年金保険料については、学生納付特例により納付猶予されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　女
基礎年金番号　：
生 年 　月 日　：　昭和 62 年生
住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立　期 間　：　平成 19 年２月及び同年３月

私は、20 歳を迎えた頃はＡ大学Ｂ学部の学生であり、申立期間について、学生納付特例の申請手続を行った。現在も在学中であり、その後も、毎年、申請手続を行った。しかし、記録では、申立期間だけが学生納付特例による納付猶予となっていないので、調査してほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立人の年金手帳は、申立人が 20 歳になる前日の平成 19 年＊月＊日に交付されていることから、適切に加入手続が行われていたことがうかがえる上、申立人は、申立期間を含め現在もＡ大学Ｂ学部の学生であることが同大学への照会結果により確認でき、申立期間について、学生納付特例の申請は可能である。

また、国民年金保険料について、学生納付特例の承認を得るためには、毎年度、申請を行うことが必要となるところ、申立人は、申立期間直後の平成 19 年４月から 24 年３月までの５年間については、毎年度、計５回の申請を滞りなく行い、承認を受けていることがオンライン記録により確認できることから、申立人は、当該制度について認識していたものと考えられる。

さらに、Ｃ年金事務所では、申立期間当時は、20 歳に達する前月頃に、国民年金への加入案内や学生納付特例の申請書、返信用封筒を含めた書類を送付する取扱いであったとしているところ、申立人は、「20 歳になる頃

に国民年金の加入案内が送られてきて、その中に学生納付特例の案内や返信用封筒も同封されており、誕生日から１か月ぐらいの間に、記入方法等を母親と相談しながら記入し返送した。」と具体的に当時の取扱いと符合する陳述をしている上、申立人の母親も同様の陳述をしていることを踏まえると、申立期間については、送付された当該申請書により、返信したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を学生納付特例により納付を猶予されていたものと認められる。

京都国民年金　事案 2477

第１　委員会の結論

申立人の昭和 45 年１月から同年３月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　女
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和５年生
住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和 45 年１月から同年３月まで

申立期間を含む昭和 45 年１月から同年７月までの国民年金保険料は、Ａ県Ｂ町（現在は、Ｃ市）に住んでいた同年 10 月 14 日に国民年金手帳と現金を持参して、自身分だけを同町役場で納付した。未納になっていることには納得できないので、調査してほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金手帳の検認欄には、昭和 43 年１月から同年３月までの期間及び申立期間について、45 年 10 月 14 日に過年度納付したことを示す検認印が確認できる。

また、上記過年度納付のうち、昭和 43 年１月から同年３月までについては、検認印の上に赤字で「×」が記載された上、訂正印により記録が削除された形跡がうかがえ、これは一旦過年度保険料として収納したものの、上記の納付日時点では、既に時効であったことから訂正されたものと考えられるが、申立期間については、当該過年度納付日から、過年度納付が可能である上、訂正印による記録削除の形跡は見られない。

なお、Ｂ町（現在は、Ｃ市）は、申立期間当時、同町での過年度納付の取扱いについて、不明であると回答しているものの、当委員会がこれまでに取り扱った事例により、同町が過年度納付を取り扱っていたことが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

京都厚生年金　事案 2735

第１　委員会の結論

申立人のＡ株式会社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、昭和 45 年 12 月１日であると認められることから、申立人の同社における資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和 45 年６月は３万 6,000 円、同年７月から同年 11 月までは４万 5,000 円とすることが妥当である。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　女

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和 11 年生

住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和 45 年６月 30 日から同年 12 月１日まで

Ａ株式会社からＢ株式会社に継続して勤務していたが、そのうち 45 年６月 30 日から同年 12 月１日までの期間、厚生年金保険加入期間が空白になっていることが分かった。申立期間について厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

元従業員の供述から判断して、申立人が申立期間もＡ株式会社に継続して勤務していたことが推認できる。

一方、Ａ株式会社に係る事業所別被保険者名簿を見ると、当該事業所は、昭和 46 年１月６日付けで、45 年６月 30 日に遡って厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人の資格喪失日欄にも同日が記載されているが、申立人の標準報酬月額の変遷欄には、同年７月の随時改定及び同年 10 月の定時決定が記録されていることが確認できる。

また、当該被保険者名簿の表紙には、「45．６．30 付全喪」の記載に併せて、「45.12.28 受」、「46．１．６処理」と記載されていることが確認できる。当該記載内容について、管轄の年金事務所は、「全喪届を昭和 45 年 12 月 28 日に受け付け、46 年１月６日に処理したものと思われる。」と回答している。

さらに、オンライン記録上、昭和 45 年６月 30 日に厚生年金保険の被保険者資

格を喪失している者で、当初同年 10 月１日付けで被保険者資格を喪失した旨の記録を、45 年６月 30 日に遡って訂正されているものが多数存在しており、かつ、当該訂正処理前の記録から、同日において、Ａ株式会社が適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和 45 年６月 30 日に資格を喪失した旨の遡及訂正処理を行う合理的な理由は見当たらず、当該資格の喪失に係る記録の訂正は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、申立人がＡ株式会社から引き続き勤務したＢ株式会社での資格取得日と同一日の同年 12 月１日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、前述の被保険者名簿の記録から、昭和 45 年６月は３万 6,000 円、同年７月から同年 11 月までは４万 5,000 円とすることが妥当である。

京都厚生年金　事案2736

第１　委員会の結論

申立期間①について、申立人のＡ株式会社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、昭和45年12月１日であると認められることから、申立人の同社における資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、昭和45年６月は８万円、同年７月から同年11月までは10万円とすることが妥当である。

また、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のＢ株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和46年５月１日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を10万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　男（死亡）
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和14年生
住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　①　昭和45年６月30日から同年12月１日まで
　　　　　　　　　　②　昭和46年３月７日から同年５月１日まで

Ａ㈱、Ｂ㈱、Ｃ㈱に継続して勤務していたが、そのうちの昭和45年６月30日から同年12月１日までの期間と46年３月７日から同年５月１日までの期間について、厚生年金保険加入期間が空白になっていることが分かった。申立期間①及び②について厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第３　委員会の判断の理由

申立期間①については、元従業員の供述から判断して、申立人が申立期間もＡ株式会社に継続して勤務していたことが推認できる。

一方、A株式会社に係る事業所別被保険者名簿を見ると、当該事業所は、昭和46年１月６日付けで、45年６月30日に遡って厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人の資格喪失日欄にも同日が記載されているが、申立人標準報酬月額の変遷欄には、同年７月の随時改定及び同年10月の定時決定が記録されていることが確認できる。

また、当該被保険者名簿の表紙には、「45.６.30付全喪」の記載に併せて、「45.12.28受」、「46.１.６処理」と記載されていることが確認できる。当該記載内容について、管轄の年金事務所は、「全喪届を昭和45年12月28日に受け付け、46年１月６日に処理したものと思われる。」と回答している。

さらに、オンライン記録上、昭和45年６月30日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している者で、当初同年10月１日付けで被保険者資格を喪失した旨の記録を、45年６月30日に遡って訂正されているものが多数存在しており、かつ、当該訂正処理前の記録から、同日において、A株式会社が適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和45年６月30日に資格を喪失した旨の遡及訂正処理を行う合理的な理由は見当たらず、当該資格の喪失に係る記録の訂正は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、申立人がA株式会社から引き続き勤務したB株式会社での資格取得日と同一日の同年12月１日であると認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、前述の被保険者名簿の記録から、昭和45年６月は８万円、同年７月から同年11月までは10万円とすることが妥当である。

申立期間②については、元従業員の１人は、「B株式会社からC株式会社に５月１日に移籍したが、申立人も同じ時期にB株式会社からC株式会社に移籍した。」と供述していることから判断して、申立人が申立期間もB株式会社に継続して勤務し、C株式会社が厚生年金保険の適用事業所となった同年５月１日に同社に異動したことが推認できる。

また、申立人の妻及び複数の元従業員が、「A株式会社、B株式会社及びC株式会社の実質の経営者は同一人で、経営悪化による倒産で、社名は変わっても業務内容等に変更は無く、申立人は継続して勤務していた。」と供述しているところ、当該事業所に係る被保険者名簿又は商業登記の記録において、実質の経営者であったとされる者の氏名が、事業主、代表取締役として確認できること、及び申立人とほぼ同時期にB株式会社において資格を喪失している13人全員が、C株式会社が適用事業所となった昭和46年５月１日に同社において資格を取得していることが確認できる。

さらに、A株式会社、B株式会社及びC株式会社を通じて給与事務を担当していた元従業員は、「３社の業務内容は全く同じ状態で給与も滞りなく毎月支給されており、厚生年金保険料も控除されていたのは間違いない。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②における標準報酬月額については、申立人のB株式会社における昭和46年２月の社会保険事務所（当時）の記録から、10万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は既に死亡しており、聴取できないため不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対し行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

京都国民年金　事案2478

第１　委員会の結論

申立人の平成８年12月から９年３月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　男
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和46年生
住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　平成８年12月から９年３月まで

申立期間の国民年金保険料が未納となっているが、退職した会社の助言を受けて、平成８年12月頃にＡ県Ｂ市役所で国民年金の加入手続を行い、郵送されてきた納付書により定期的に銀行で保険料を納付した記憶があるので調査してほしい。金額は覚えていないが、私と母親とで交互に納付した記憶がある。申立期間が未納とされていることには納得できない。

第３　委員会の判断の理由

申立人は、平成８年12月頃にＢ市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は定期的に納付していたと主張している。

しかしながら、申立人の主張どおりに国民年金の加入手続が行われた場合には、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出され、国民年金の記録管理は当該手帳記号番号により行われることとなるが、オンライン記録により、「Ｃ（漢字)」及び「Ｄ（カナ)」を含め氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、申立人に同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立人に係る国民年金の記録は、基礎年金番号によって管理されている。

また、申立人が平成９年４月から14年７月まで居住していたＥ市の国民年金履歴では、新規取得「H08.12.17」、資格喪失「H09.04.14」、再取得「H12.12.11」とされ、届出日はいずれも「H13.03.16」と記載されていることから、申立期間の国民年金被保険者資格は、申立人がＥ市において13

年３月 16 日に厚生年金保険から国民年金への切替え手続を行った際、遡って記録されたものと推認され、この切替え手続時点では、申立期間は既に時効により国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、別の基礎年金番号による納付の可能性を検証するため、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、別の基礎年金番号が付番されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金　事案2479

第１　委員会の結論

申立人の昭和37年２月から45年８月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　男

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和14年生

住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和37年２月から45年８月まで

申立期間当時はＡ店で働いており、養父が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたはずなので、調査してほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立人は、当時の養父が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、申立期間の国民年金保険料を納付するには、申立期間当時に、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、同手帳記号番号払出簿検索システムにより、Ｂ県内全てについて、「Ｃ（漢字)」、「Ｄ（漢字）」及び「Ｅ（カナ)」、「Ｆ（カナ)」で検索したが、申立人が申立期間当時に、国民年金に加入した形跡は見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の被保険者の記録により、申立期間に後続する厚生年金保険の被保険者資格喪失後の平成８年２月に払い出されたものと推認され、申立人は、この頃、初めて国民年金の加入手続を行ったものと考えられる上、申立期間に係る国民年金被保険者資格は、同年３月７日に追加されたものであることがオンライン記録により確認できることから、この追加処理が行われるまでは、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、処理時点では、既に時効により国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連

資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、申立人について、旧姓を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都厚生年金　事案 2737

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年　月 日　：　昭和 19 年生
住　　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立　期 間　：　平成 13 年 10 月から 16 年 10 月まで

私は、A株式会社に勤務していた時、平成９年以降定年退職まで、給料は 45 万円ほどあったのに、年金事務所の記録によると、申立期間の標準報酬月額が 10 万円程度下っているので、調査の上、標準報酬月額の訂正をしてほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額が、それ以前よりも低いことに疑問があるとして申し立てている。

しかしながら、申立人が 55 歳に達した平成 11 年当時のA株式会社の賃金規程によると、「55 歳の誕生日の属する月の翌月以降在職する者の基本給の月額は、当該翌月１日以降その者の号俸の金額に 75/100 を乗じて得た額とする。」と規定されており、同社が保管する申立人に係る個人履歴書によると、申立人が満 55 歳に達した後に、当該賃金規程に基づき基本給の給与体系が変化し、減額されていることが確認できる上、申立人の給与の振込先金融機関が保管している預貸金取引一覧表によると、申立人が満 55 歳に到達した翌月の平成 11 年＊月 25 日の振込額が前月に比べると約 10 万円低くなっており、申立人の報酬月額が大幅に下がっていることがうかがえる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認

められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。
したがって、申立期間のうち、平成16年４月から同年９月までの期間については、Ａ株式会社が保管している給与支給明細書に記載された厚生年金保険料控除額から算出される標準報酬月額（16年４月から同年６月までは32万円、同年７月から９月までは36万円）がオンライン記録の標準報酬月額と同額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。
また、申立期間のうち、平成16年10月については、給与支給明細書に記載された報酬月額に見合う標準報酬月額（34 万円）がオンライン記録の標準報酬月額（36 万円）を下回っており、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。
さらに、申立期間のうち、平成13年10月から16年３月までの期間については、Ａ株式会社が保管している標準報酬月額登録票（算定資料）とオンライン記録が一致していることから、事業主は同登録票のとおり届け出たものと考えられる。
加えて、申立人は申立期間について給与明細書等の資料を所持しておらず、Ａ株式会社も上記給与明細書以外の賃金台帳等の資料を保管していないことから、申立期間における申立人に係る給与からの厚生年金保険料の控除額について確認することができない。
このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。
これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間についてその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

京都厚生年金　事案 2738（事案 87 の再申立て）

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　名　：　男

基礎年金番号　：

生 年　月 日　：　昭和 15 年生

住　　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立　期 間　：　①　昭和 32 年４月１日から 33 年 10 月１日まで

②　昭和 35 年５月１日から同年 11 月１日まで

前回の申立てに対して、申立期間①及び②のＡ株式会社に係る厚生年金保険加入記録の訂正が認められなかったことには納得できない。昭和 35 年４月に運転免許を取得してからも数か月間は継続して勤務していた。再度調査の上、申立期間①及び②について厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立期間①及び②に係る申立てについては、申立人の身元保証人が記載した証明書及び同僚の証言から、申立人がＡ株式会社に勤務していたことは推認できるものの、同社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人に係る人事記録等の資料は無く、事業主も亡くなっているため申立てに係る事実を確認できないこと、及び当時の同社における会計担当者が、「申立人は臨時雇用から正社員になったもので、臨時雇用は一定期間を置いた後に厚生年金保険の加入手続を行った。」と供述していること等を理由として、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年７月１日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、上記の決定には納得できず、新たに保険料控除等を示す資料の提出は無いものの、申立期間①及び②について当該事業所に勤務し、厚生年金保険に加入していたと主張して再申立てを行っている。

そこで、申立期間①について、今回の再申立てを踏まえ、前回の調査に

加えて、上記の身元保証人を含め、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において確認できる複数の元同僚に対して、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について照会を行ったところ、申立人が申立期間①において当該事業所に勤務していたことを推認できる供述は得られたものの、事業主により申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる供述及び関連資料は得られない。

また、上記の同僚のうち、トラックの運転手として勤務していたとする同僚は、「自分は昭和30年４月に入社したが、厚生年金保険に加入したのは32年７月からである。」と回答しており、当該事業所においては、全ての従業員について、必ずしも入社後直ちに厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

申立期間②について、上記の身元保証人が記載した証明書及び元同僚の回答から、期間の特定はできないものの、申立人がA株式会社に勤務していた可能性はある。

しかしながら、上記の複数の同僚に照会したが、申立人の退職時期について記憶している者は無く、申立人が申立期間②において厚生年金保険に加入していたことを確認できる供述及び関連資料を得ることはできない。

その他に当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

京都厚生年金　事案 2739

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　男

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和 26 年生

住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　①　昭和 47 年 10 月１日から 48 年２月１日まで

②　昭和 48 年 10 月１日から 49 年２月１日まで

③　昭和 55 年４月１日から同年５月１日まで

申立期間①及び②について、私は、昭和 47 年 10 月１日から 49 年１月 31 日まで、有限会社Ａで勤務したのに、厚生年金保険加入期間が 48 年２月１日から同年 10 月１日までしかない。

申立期間③は、昭和 55 年４月１日から 56 年７月 30 日まで、有限会社Ｂで勤務したのに、厚生年金保険加入期間が 55 年５月１日からになっている。

申立期間①、②及び③を、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が勤務していた有限会社Ａは、企業組合であるＣ組合に昭和 47 年３月 21 日に組合員として加入し、申立人のＣ組合に係る雇用保険加入記録において資格取得日が昭和 48 年１月１日となっていることから、申立人が、申立期間①の一部について、有限会社Ａに勤務していたことは確認できる。

しかしながら、有限会社Ａに照会したところ、「申立期間当時の役員は既に死亡しており、当時の資料は無い。」と回答しており、また、Ｃ組合に照会したところ、「有限会社Ａから全面委託されていたが、昭和 48 年当時の賃金台帳等は廃棄されている。」と回答しており、申立人の申立期間①にお

ける有限会社Ａにおける正確な勤務実態及び給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認することはできない。

また、申立期間①の一部において、有限会社Ａで一緒に勤務し、申立人がよく記憶している元同僚は、「私は、昭和 45 年９月 21 日に入社した。申立人は自分より後から入社した。」と供述しているが、雇用保険加入記録において、Ｃ組合に係る資格取得日が、有限会社ＡがＣ組合に加入した昭和 47 年３月 21 日と同日となっている。

さらに、企業組合であるＣ組合傘下の一つのＣ組合Ｄ営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、上記元同僚が昭和 47 年５月１日に被保険者の資格を取得し、48 年２月１日に喪失の記録があるが、上記元同僚は厚生年金保険の加入状況を記憶していない。

加えて、上記の被保険者名簿に申立人の氏名は記載されておらず、健康保険の整理番号も連続しており欠番も見られないため、申立期間①において申立人の加入記録が欠落したとは考え難い上、Ｃ組合傘下の各厚生年金保険適用事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿にも申立人の氏名は記載されていない。

また、オンライン記録によれば、申立人を含む有限会社Ａに勤務していた従業員が被保険者となっているＣ組合Ｅ営業所は、昭和 48 年２月１日に厚生年金保険の新規適用事業所となっており、申立期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

さらに、Ｃ組合が保管していた「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」によれば、申立人のＣ組合Ｅ営業所における資格取得日は昭和 48 年２月１日と記載されており、オンライン記録の資格取得日と一致している。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、有限会社Ａは企業組合の組合員として、Ｃ組合Ｅ営業所（現在は、Ｃ組合Ａ）に加入しているところ、有限会社Ａに照会したが、「当時の役員は既に死亡しており、当時の資料は無い。」と回答しており、また、Ｃ組合に照会したところ、「有限会社Ａから全面委託されていたが、昭和 48 年当時の賃金台帳等は廃棄されている。」と回答しており、申立人の申立期間②における有限会社Ａにおける勤務実態及び給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認することはできない。

また、申立期間②当時の元同僚に照会したが、申立人の退職日を正確に記憶している者がいないことから、申立人の申立期間における勤務実態を確認することができない。

さらに、Ｃ組合が保管していた「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」によれば、申立人のＣ組合Ｅ営業所における退職日は昭和48年９月30日、資格喪失日は同年10月１日と記載されており、オンライン記録の資格喪失日と一致している。

加えて、申立人のＣ組合に係る雇用保険加入記録において資格喪失日が昭和48年９月30日となっていることから、申立人の厚生年金保険の加入記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間③については、有限会社Ｂに係る申立人に係る雇用保険の記録では、昭和55年４月21日に資格を取得しており、また、当該事業所が保管している「Ｆ員選任届」の選任年月日は同日となっていることから、申立人が、申立期間③の一部期間について、当該事業所に勤務していたと推認できる。

しかしながら、有限会社Ｂに照会したところ、「申立期間当時の資料は、既に処分されている。」と回答しており、申立人の申立期間③における勤務実態及び給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認することはできない。

また、申立人と厚生年金保険の被保険者資格取得日（昭和55年５月１日）が同じ元同僚に照会しても、申立人の勤務期間を確認できず、同人の雇用保険の被保険者資格取得日が申立人と同じく同年４月 21 日となっていることから、当該事業所は、雇用保険と厚生年金保険の資格取得手続を同日とする取扱いでなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。